

岩手県告示第784号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）で告示した釜石市外山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更後の釜石市外山鳥獣保護区の区域 釜石市地内の林道大骨線と民有林276林班と民有林275林班との交点を起点とし、起点から民有林275林班4小班1施業番号の林班界を北東に進みさらに南東に進み、民有林275林班と民有林274林班の交点に至り、同点から林班界に沿って南に進み、同林班界と民有林275林班2小班と同林班1小班との交点に至り、同点から小班界に沿って南に進み、民有林275林班2小班と同1小班と民有林237林班との交点に至り、同点を林班界に沿って南西に進み、民有林275林班と民有林237林班、民有林236林班との交点に至り、同点から林班界に沿って西に進み民有林275林班と民有林236林班、民有林235林班との交点に至り、同点を林班界に沿って北西に進み民有林275林班と235林班、民有林234林班との交点に至り、同点から林班界に沿って東に進み、民有林275林班3小班と同4小班2施業番号との交点に至り、同点から北西に進みさらに北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。